

第6 防衛産業強化支援と武器輸出の拡大

1 防衛装備生産基盤強化法の概要・趣旨

防衛装備生産基盤強化法が、2023年（令和5年）6月7日に成立し、同年10月1日から施行された。この法律は、安保三文書が防衛産業の強化をうたい、官民一体となって防衛装備移転を進めるとしていることを具体化するものといえる。

2 防衛装備移転の促進・拡大

この度の防衛装備生産基盤強化法の制定や、これに伴い2023年（令和5年）12月22日に防衛装備移転三原則が改正されたことなどは、殺傷能力のある武器の輸出を含め、防衛装備の海外移転を格段に緩和し、拡大するものといえる。

3 防衛装備生産基盤強化法をめぐるその他の問題

この法律には、企業への事業支援や国有化等により国民負担が増加する可能性、秘密漏洩に対する刑事罰の問題等もある。

以上のようなことにより、日本経済と産業が防衛力重視の方向に進む可能性が懸念されており、また、日本の武器で国際紛争が助長される事態を招きかねず、憲法の恒久平和主義に基づいた平和国家としての日本のありようを、基本的なところで掘り崩してしまう危険がある。

1 防衛装備生産基盤強化法の概要・趣旨

防衛省が調達する装備品等の開発及び生産のための基盤の強化に関する法律（以下「防衛装備生産基盤強化法」という。）が、2023年（令和5年）6月7日に成立し、同年10月1日から施行された。この法律は、安保三文書が「いわば防衛力そのものとしての防衛生産・技術基盤」と位置づけて防衛産業の強化をうたい、「官民一体となって防衛装備移転を進める」（国家安全保障戦略20頁、国家防衛戦略27頁）としていることを具体化するものといえる。

すなわち、我が国の防衛産業は、収益率の低さ、特殊な技術が必要であるにもかかわらず販路が自衛隊に限られ、少量で受注生産となること、サイバー攻撃のリスクなどが課題となっていて、国内企業の防衛事業からの撤退が相次ぐ。たとえば、開発コストに見合った収益が期待できないことから、2019年、コマツが陸上自衛隊向けに開発・生産してきた車両の一部の新規開発を中止した³⁰。

³⁰ 2019年2月21日日本経済新聞「防衛産業、採算低く コマツが一部撤退」
<https://www.nikkei.com/article/DGXMZ041572560R20C19A2TJ1000/>

また、2022年、航空自衛隊向け部品の製造などをしていた島津製作所は、開発費に見合う利益が期待できないことから、防衛関連事業から撤退する方針を固めた³¹。

そのような状況において、防衛装備生産基盤強化法は、海外からの輸入を減らし、有事に部品不足に陥る事態を回避することを目指し、国の財政支援を通じて、防衛装備品の海外輸出等を促進する（たとえば、輸出国向けに仕様変更する際にかかる経費などを支援する）とともに、事業継続が困難となった企業の製造ラインの国有化をも可能とするものである。

また、防衛装備生産基盤強化法は、機密漏洩に罰則を設けて機密漏洩対策を強化するものである。

さらに、この法律の制定と並行して、防衛装備移転三原則及び防衛装備移転三原則の運用指針（国家安全保障会議決定。以下「運用指針」という。）の改定が進められ、防衛装備の海外移転の大幅な拡大が進められ、さらには殺傷力のある武器の完成品までも輸出が可能とされつつある。

2 防衛装備移転の促進・拡大

(1) 武器輸出三原則等

1967年（昭和42年）4月21日、佐藤内閣総理大臣（当時）は衆議院決算委員会において、①共産圏諸国、②国連決議により武器等の輸出が禁止されている国、③紛争当事国又はそのおそれのある国には武器輸出を認めないとの原則を厳守すると表明した。これは、それまで外国為替及び外国貿易管理法48条1項が、国際的な平和及び安全の維持の観点から貨物の輸出をしようとする者に通商産業大臣の許可を義務付けており、対象となる品目・仕向地は輸出貿易管理令別表第一の一で規定されていたところ、その規定の運用方針を対外的に確認し、約束したものであり、これが「武器輸出三原則」と呼ばれるようになっていた。1976年（昭和51年）2月27日、三木内閣総理大臣（当時）が衆院予算委における答弁において、政府統一見解として、

- ① 三原則対象地域（紛争当事国等）については「武器」の輸出を認めない。
- ② 三原則対象地域以外の地域については、憲法及び外国為替及び外国貿易管理法の精神にのっとり、「武器」の輸出を慎むものとする。
- ③ 武器製造関連設備の輸出については、「武器」に準じて取り扱うも

³¹ 2022年11月1日読売新聞「島津製作所、空自向け部品製造から撤退へ…低収益で防衛産業の継続困難」<https://www.yomiuri.co.jp/economy/20221101-OYT1T50156/>

のとする。

旨答弁した³²。これは、事実上一切の武器の輸出を禁止する旨答弁したものとみることができよう（なお、従来の武器輸出三原則とこの政府統一見解を合わせて「武器輸出三原則等」といわれることがある。）。

(2) 防衛装備移転三原則への転換と武器輸出の拡大

ア その後、その時々々の政府の判断により、この原則の例外措置が広げられる経過があったが、2014年（平成26年）4月1日、当時の安倍内閣による閣議決定は、武器輸出三原則等を改め、防衛装備（武器及び武器技術）の海外移転について、①紛争当事国への移転などを禁止、②平和貢献・国際協力や日本の安全保障に資する場合等に移転を認め得るものとする、③相手国の目的外使用や第三国への移転は事前に日本の同意が必要—との3原則を設けた上で、防衛装備の移転をこれらの条件を前提に認めることとした³³。これは、それまでの原則と例外を逆転したものといえる。そして2022年（令和4年）12月16日、岸田内閣が閣議決定により新たに策定した国家安全保障戦略（20頁）及び国家防衛戦略（27頁）では、防衛装備品の海外への移転は「我が国にとって望ましい安全保障環境の創出等のための重要な政策的な手段となる。こうした観点から、安全保障上意義が高い防衛装備移転や国際共同開発を幅広い分野で円滑に行うため、防衛装備移転三原則や運用指針を始めとする制度の見直しについて検討する。その際、三つの原則そのものは維持しつつ、防衛装備移転の必要性、要件、関連手続の透明性の確保等について十分に検討する」と位置付けられた。

イ これらを受けて、2023年（令和5年）12月22日、防衛装備移転三原則が改正されたが、その中で、運用指針について「安全保障環境の変化や安全保障上の必要性等に応じて、時宜を得た形で改正を行う」³⁴（防衛装備移転三原則・3項第2段落の改正）とされた。これに基づいて運用指針が種々改正され、防衛装備移転の要件が大きく緩和された。

まず、これまではライセンス生産の防衛装備品についてライセンス元国の米国に限り部品のみ輸出が可能とされていたのが、米国以外も含めた全てのライセンス元国への部品・完成品の輸出が可能とされた（運用指針1(2)イ(ウ)）。とりわけこれによって、米国に対して殺傷能力のある兵器である

³² 武器輸出三原則等。同日の衆議院予算委員会議録17頁

³³ 内閣官房 平成26年4月1日「防衛装備移転三原則」

<https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/boue11.pdf>

³⁴ 内閣官房 令和5年12月22日一部改正にかかる「防衛装備移転三原則」

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r51222_boue11.pdf

ペトリオット・ミサイルの完成品の輸出ができることとなり、ウクライナへの提供によって米国で不足したペトリオット・ミサイルを日本が補充するという道筋が開かれた。後記 2 + 2 共同発表では、これを「米国の在庫を補うため」と明言している。

そしてこのほかにも、日本のライセンス生産品は、米欧等 8 か国から合計 74 品目あり、これらのライセンス元国への完成品を含む防衛装備を輸出できることになった。ウクライナへの軍事支援を行っている米欧諸国の武器の在庫が乏しくなっているといわれる中で、日本が米欧諸国の武器庫にすらなりかねない。

また、これまでは救難、輸送、警戒、監視、掃海の 5 類型の協力に必要な武器が移転可能である旨が明確になっていなかったところ、これら 5 類型に係る本来業務を実施する上で必要な自衛隊法上の武器の搭載は、5 類型として移転を認め得ることが明確化され、また、5 類型に係る本来業務を実施する運用環境によっては、自己防護のための自衛隊法上の武器を搭載することも想定され得るが、こうしたケースも 5 類型に係る協力の範囲内として、移転を認め得ることが明確化された（運用指針 1 (2)イ(ウ)）。

さらに、従前は共同開発・生産のパートナー国から第三国への完成品の移転は可能であるとされていたのに対し、今後は、パートナー国が完成品を移転した第三国に対して日本から部品や技術の直接移転を可能とした。このことは、日本が第三国の防衛装備の修理、点検をすることを可能にしたものである（以上の事例につき、内閣官房「防衛装備移転三原則・運用指針の見直しの概要」 2・3・6 頁参照³⁵）。

ウ 次に、2024 年（令和 6 年）3 月 26 日閣議決定により、グローバル戦闘航空プログラム、すなわち次期戦闘機の国際共同開発・生産に係る完成品の日本からパートナー国以外の国に対する移転を認め得ることとし、運用指針を改正することを定めた³⁶。

この閣議決定を受けて改正された運用指針において、国際共同開発・生産のパートナー国以外の第三国への完成品の輸出につき、「次に掲げる国際共同開発・生産である場合に限る」として、グローバル戦闘航空プログラムを

³⁵ 「防衛装備移転三原則・運用指針の見直しの概要」 8 頁

https://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/pdf/r51222_bouei5.pdf

（内閣官房の HP）

³⁶ 「グローバル戦闘航空プログラムに係る完成品の我が国からパートナー国以外の国に対する移転について」 <https://www.meti.go.jp/press/2023/03/20240326006/o20240326006-1.pdf>

（経済産業省の HP）

挙げている。すなわち、殺傷兵器の最たるものである戦闘機についても、日本が世界各国に直接輸出をするという道が開かれたのである。

この運用指針の改正は、今後グローバル戦闘航空プログラム以外の装備品の共同開発・生産における完成品の第三国への輸出の拡大につながるものといえる。

以上のようなことは、日本の武器で国際紛争が助長され、人が殺傷されるという事態を招きかねない。

この度の防衛装備生産基盤強化法やこれに伴う防衛装備移転三原則の見直しは、2014年（平成26年）4月1日上記閣議決定によって緩和された防衛装備の移転を、さらに格段に緩和し、拡大するものといえる。

(3) 日米首脳共同声明等と武器輸出の拡大

2024年（令和6年）4月10日の日米首脳共同声明「未来のためのグローバル・パートナー」は、「米国は、地域における抑止力を強化するための共同開発・生産を通じた協力を増進することとなる、日本の防衛装備移転三原則及びその運用指針の改正を歓迎する」と述べた。

さらに同年7月28日の日米安全保障協議委員会（2+2）共同発表は、「同盟の能力強化における防衛装備・技術協力の重要性を再確認した」「AMRAAM〔中距離空対空ミサイル―引用者注〕及びPAC-3 MSEの生産能力拡大のために、互恵的な共同生産の機会を追求するという優先度の高い取組を歓迎した」

「米国は、日本の防衛装備移転三原則及びその運用指針の改正を歓迎した。この改正は、重要な能力の需要を満たすために日米双方の産業基盤を活用する努力を支援するものである。米国はさらに、この改正の下で、米国の在庫を補うための日本のペトリオット迎撃ミサイルの移転の進展を歓迎した」と、防衛装備移転の推進と拡大を日米関係の中に積極的に位置付けている。

そして2+2と同日の7月28日、政府はペトリオット・ミサイルの米軍への売却契約を約30億円で締結したと発表した。

なお、上記共同発表で、AMRAAM及びPAC-3 MSEの共同生産の機会追求が優先度の高い取組と表明されているが、これらはまだ米国のライセンス生産品ではなく、この突然の表明は近い将来の拡大方針を示したものと考えられる。

3 防衛装備生産基盤強化法をめぐるその他の問題

(1) 費用が軽視できないこと

防衛装備生産基盤強化法成立にあたり、企業への事業支援に363億円、輸

出促進のための基金に400億円が令和5年度予算に計上されており³⁷、その費用が軽視できず、また、補助金依存による高コスト体質を招くおそれがある。また、事業継続が困難となった生産ラインを国有化する制度ができたところ、買い手が現れず国民負担が増加する可能性がある。これらの予算の支出の適否を国会や国民が監視できるような情報開示も求められよう。

(2) 秘密漏洩に対する刑事罰

防衛装備生産基盤強化法には、国が提供した装備品などに関する秘密を契約企業の従業員らが漏洩した場合の刑事罰（1年以下の拘禁刑または50万円以下の罰金）が設けられているところ、このような罰則によって、経済活動の委縮や国民が知るべき情報が不当に隠されたりすることのないよう、慎重な運用がなされるか注視する必要がある。

なお、日弁連は、2023年（令和5年）5月26日会長談話にて、防衛装備生産基盤強化法における秘密保護制度について、第三者機関による監視措置を設けるなど違法な秘密指定等を防止する方法について十分な議論を求めたが、そのような方法は講じられていない。

(3) 日本経済と産業の防衛力重視を一層進めることになる可能性

上記のように、防衛装備生産基盤強化法の制定によって、防衛産業への公的支援が強化され、また、日本経済と産業が防衛力重視の方向に進む可能性が懸念されている。それはまた、同時に進められてきた防衛装備の海外移転を促進し、日本が殺傷力のある兵器の輸出までも可能とする局面を迎えている。

これらは、憲法の恒久平和主義に基づいた平和国家としての日本のありようを、基本的なところで掘り崩してしまう危険がある。

³⁷ 2023年6月14日朝日新聞社説「防衛産業支援 透明性と効果的運用を」第七段落
<https://www.asahi.com/articles/DA3S15661333.html>

安保三文書の検討のために
—国家安全保障戦略等の総合的検討の試み—

編 集

弁護士 伊 藤 真

弁護士 井 上 正 信

弁護士 福 田 護

弁護士 山 岸 良 太

・発 行 2025年6月

この著作物の全部又は一部は、プリントアウト、コピー、無料配布等により自由にご利用下さい。ただし、内容の変更・改変による利用、有料の配布はご遠慮下さい。